第3619号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年10月14日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ ２ヶ所以上の宅地に小規模特例は可？

Q：複数の宅地に小規模宅地の特例が適用できるとする判決がでたそうですが、どのような内容だったのでしょうか？

A：面積要件さえ満たせば適用できるとの判決が出ましたが、国側は、控訴しました。

【解説】

この事件は、相続で取得した２つの宅地に小規模宅地の特例を適用して申告したものを、原処分庁が１つにしか適用できないと否認したことに対して争われたものです。

原処分庁は、小規模宅地の特例は、この特例が創設された趣旨からして、あくまでも被相続人が主として居住の用に供した宅地１つにのみ適用されるべきであると主張したのに対して、判決は、「家屋を２以上有する場合には･･･１の家屋に限る」という表現が、この特例には付されていないことから、主として居住の用に供されていた宅地に限定するというのは困難で、面積要件さえ満たせば複数適用することも許容されると解釈するのが相当であるとする判断を下しました。

そしてまた、居住用宅地の特例の場合、１回の相続において面積要件があるだけで、居住の継続要件もないことから、譲渡所得の特例のように主たるものに制限しなければならない理由に乏しく、居住の用に供されていた宅地等を主として居住の用に供していた宅地等に限定する解釈の必要性がないとして原処分庁の主張を斥けました。

国側は、控訴しています。